

# 今月のトピックス

## 国内初の集成材遮音壁「しゃおん君」優秀賞受賞！

～ 熊野川流域木材協同組合 ～



熊野地方はわが国有数の森林地を形成していますが、資源環境の保全を考え、地元産木材の有効利用を図るべく当組合が取り組んでいるのは、“間伐材”の利活用を重要視した製品開発です。

建設資材として扱いにくかった小径の間伐材を集成加工し、高速道路などに用いる遮音板を開発。製品化に成功しました。



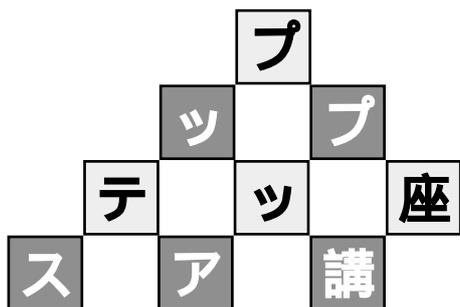
《木製集成材遮音壁「しゃおん君」》は、このほど(財)日本木材総合情報センター主催の第四回木材供給システム優良事例コンクールにおいて優秀賞を受賞し、これまでの連携開発の成果を見事に実証しました。

現在、間伐材を活用した防護柵・工事用看板等遮音壁以外の製品化にも取り組み、地域森林資源の保全に向けて、遅しく、又、優しい視点で実現化を目指しているところです。

熊野川流域木材協同組合  
新宮市下田3-3-47  
(有)谷口製材所内  
TEL 0735-22-4677



# 協同組合等の税務申告に



中小企業者の組合である中小企業等協同組合、  
商工組合、協業組合及び商店街振興組合等に対し  
ては、会社に対する場合と違って、税制上の優遇  
措置がとられています。

本稿では、中小企業組合の中でも最も一般的な  
事業協同組合を対象に決算申告上、是非活用した  
い規定をとりあげてみます。

## 1. 事業利用分量配当の損金算入（法人税61条）

### 規定の内容

事業協同組合等において組合の事業を利用した分量  
に応じて行う事業利用分量配当は、損金に算入できま  
す。この規定を利用分量配当の損金算入といい、実務  
的には剰余金処分によって利用分量配当を決定し、こ  
れを法人税の申告書において損金に算入できる点が極  
めて特徴的です。したがって、本規定をうまく利用す  
れば、節税だけでなく組合財務の強化にも充分活用で  
きる制度であるといえます。なお、この場合の分配の  
基準となる組合員の事業利用高は、当期の利用高に限  
られ、当期前のものは含まれないので注意が必要です。  
また、対象となる剰余金は、組合員が組合事業を利用  
したことによって生じた剰余金に限られ、不動産の売  
却や組合事業であっても組合員の利用がないと認めら  
れる事業から生じた利益は対象になりません。この利  
用分量配当は、配当という字句が使われていますが、  
所得税法上の配当所得とは認められないので、支払時  
における源泉徴収及び受領組合員の配当控除は適用さ  
れません。

### 適用上のポイント

イ．事業別損益により当期においてその事業から利

益が生じていること。

ロ．員外者との取引に基づく利益は配当できないこ  
と。

ハ．剰余金処分案に利用分量配当金を計上し、申告  
調整（法人税別表4及び別表9）により損金算入  
すること。

ニ．剰余金処分案への利用分量配当金の計上につ  
いては、定款の規定に従って行うこと。（当期利益  
から利益準備金10%以上、特別積立金10%以上、  
教育情報費用繰越金5%以上を控除し、残額があ  
る場合に利用分量配当ができる。）

ホ．税務当局の誤解を招くことのないよう利用分量  
配当の計算基礎となったデータを申告書に添付  
し、かつ、組合員に対して、その支払額を文書に  
より明示すること。

ヘ．組合の自己資本強化のため、この配当金を組合  
の出資金に振替える方法などを検討すること。

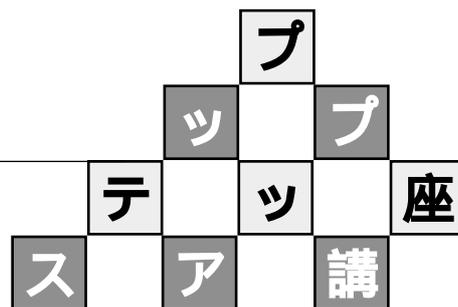
## 2. 賦課金の仮受経理（基本通達（法）14-2-9）

### 規定の内容

教育事業及び指導事業に充てるために賦課した賦課  
金について、当該事業が翌事業年度に繰越されたため  
剰余が生じた場合には、これを翌年度の経費に充当す  
るため仮受賦課金として経理し、益金に算入しないこ  
とができます。これにより、仮受賦課金とした金額に  
対応する法人税等が軽減されます。なお、仮受の対象  
となる賦課金は教育指導事業に充てるものに限られて  
いるので、それ以外の費用に充てるための賦課金があ  
る場合は、徴収の段階（収支予算）から区分して経理  
する必要があります。また、一般管理費など共通費と  
して徴収する賦課金については、例えそのなかに教

# 当ってのポイント

中小企業等協同組合会計基準作成委員  
税理士 塚越正司



育・指導事業に係るものが含まれていても、そのままでは仮受対象になりませんが、これを教育・指導事業に区分、配賦すれば対象となります。

## 適用上のポイント

イ．賦課金の賦課を議決する総会議案書において、教育情報賦課金とその他の賦課金とを区別して計上し、承認を受けていること（例えば、一般賦課金月額2,000円、教育情報賦課金月額1,000円等の記載）。

ロ．上記の区分に沿った形で予算書及び決算書にも計上すること。

ハ．仮受処理ができるのは、教育情報賦課金として徴収した金額のうち、当期中に事業の全部又は一部が実施できずに残余を生じた賦課金で、かつ、翌期において、この残余をもって教育情報事業を実施しようとする場合に限られること。

ニ．先の利用分量配当の場合と違い申告書上では調整できないので、必ず決算書において仮受処理を行うこと。

## 3. 留保所得の特別控除（租特61条）

### 規定の内容

事業協同組合等が、平成17年3月31日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは期末利益積立金額（当該事業年度で留保した金額を含む。）が出資総額の4分の1に達するまで、一定金額を損金に算入することができます。この制度を留保所得の特別控除といいます。趣旨は組合の内部留保を強化し、健全な組合運営を税制面から支援するための措置ですので、新設組合等においては検討の価値があります。計算方法は複雑ですから省略

しますが、概ねの判定基準としては、期首利益積立金額（法人税別表5（1）31行目）が組合出資金の1/4以下である場合には、適用の余地があるといえます。

## 適用上のポイント

イ．員外利用の割合が20%を超える組合には、原則として適用が無いこと。なお、員外利用の判定に関する詳細は、中央会にお尋ね下さい。

ロ．法人税別表10 及び地方税（第6号様式別表5）を確定申告書に添付すること。

## 4. その他のチェックポイント

組合関係税制とは別に今期の申告において留意すべき点を以下に列挙しました。

### （1）交際費課税の軽減

交際費の定額控除枠400万円が出資金1億円以下の組合まで拡大されました。（今までは5千万円以下）。また、400万円の枠内においても20%否認されていましたが、これが10%否認になりました。

### （2）即時償却、I.T投資促進税制の導入

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得しこれを事業の用に供した場合には、全額を損金とすることができます。（平成18年3月31日まで）。また、取得価額140万円以上（ソフトウェア70万円以上）のI.T関連機器（パソコンや複写機などのデジタル機器）を取得し、事業の用に供した場合には、10%の税額控除又は50%の特別償却の適用を受けられます。（平成18年3月31日まで）。

（参考；「中小企業組合関係税制のあらまし」  
全国中央会編）

# 施策情報

## 経営革新支援法の支援措置が新たに追加されます！

経営革新支援法の承認を受けるには...

3年～5年の期間で、  
付加価値額(営業利益+人件費+減価償却費)あるいは一人あたりの付加価値額(付加価値額/従業員数)を9%～15%伸ばすことを目標に、  
新商品・新サービスの開発・提供、新たな生産方法・販売方式の導入等、新たな事業活動に挑戦する計画を作成し、

都道府県知事等に承認を申請

承認されると、次のような支援が受けられます。

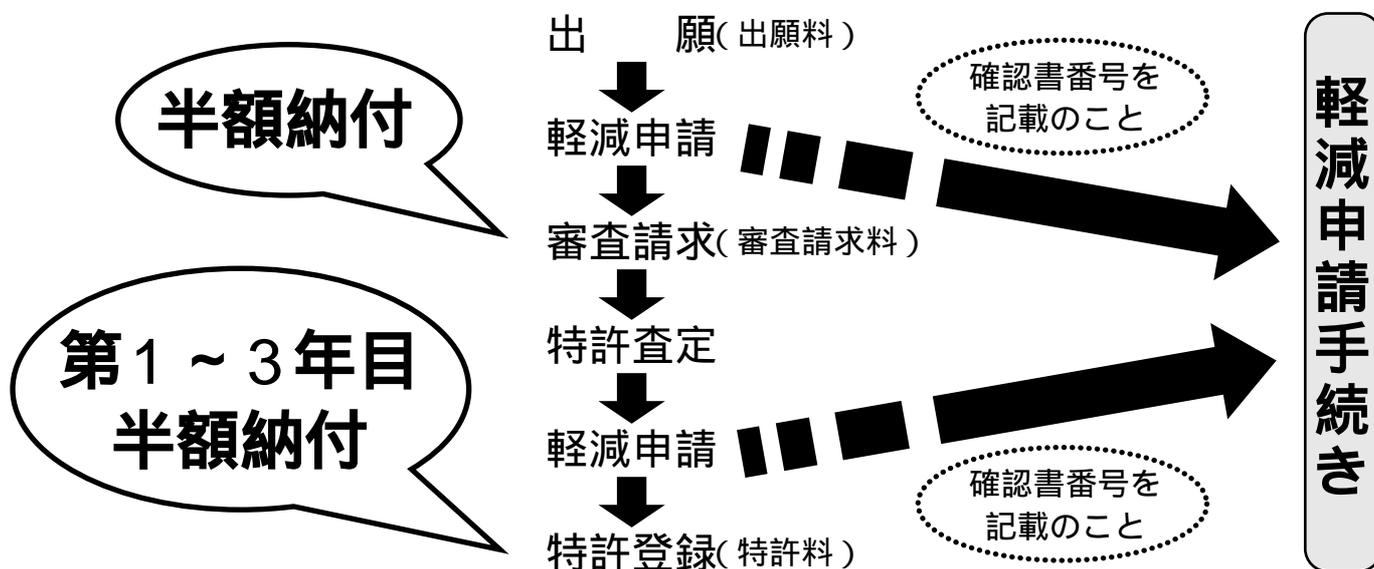
市場調査、販路開拓、商品開発等の経費について、都道府県からの補助金  
設備資金、運転資金について政府系金融機関からの低利融資  
信用保証協会の保証の特例  
機械設備導入における特別償却や税額控除、法人税還付の税制上の優遇  
雇用関係助成金、奨励金  
等の各種支援措置を受けることができます。  
各種支援措置を受けるに当たっては、別途手続き・審査が必要になります。

さらに新たな支援措置として、特許料等の減免措置が追加！

(経営革新計画のうち技術開発を行う研究開発事業に係る特許申請に限る。)

経営革新計画終了後2年以内の中小企業者の方も対象となります。

## 軽減を受ける場合の特許申請の流れ



## 創造法の支援措置が新たに追加されます！

創造法の認定を受けるには...

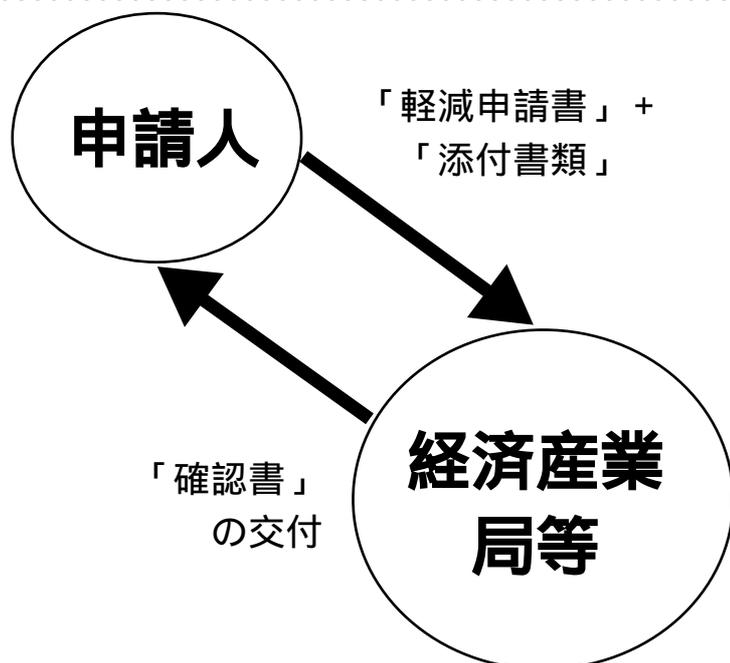
著しい新規性を有する技術に関する研究開発  
研究開発成果の利用(事業化)  
成果の利用のために必要な需要の開拓  
に関する事業計画(研究開発等事業計画)を作成し、  
都道府県知事に認定を申請

認定されると、次のような支援が受けられます。

研究開発に要する経費について、都道府県からの補助金  
設備資金について中小公庫、国民公庫、商工中金からの低利融資  
信用保証協会の保証の特例  
中小企業投資育成株式会社からの投資の特例  
機械設備導入の特別償却や税額控除など税制上の優遇  
雇用関係の奨励金  
等の各種支援措置を受ける事が出来ます。  
各種の支援措置を受けるに当たっては、別途手続き・審査が必要になります。

## さらに新たな支援措置として 特許料等の軽減措置が追加！

研究開発等事業計画終了後2年以内の中小企業者も対象となります。



### 問い合わせ先

経営革新支援法創造法の各種支援策については、  
和歌山県商工労働部  
商工政策局 産業支援課  
TEL 073 - 441 - 2757(代表)  
各種中小企業支援機関へ

特許料減免措置についてのお問い合わせは、  
近畿経済産業局 産業企画部  
産学官連携推進課 特許室  
TEL 06 - 6772 - 5004

# 下請取引ルール of 適正化のために

下請け取引のルールは、「下請代金支払遅延防止法」(以下「下請代金法」という。)によって定められています。下請代金法は、親事業者(発注者)の不正な取引の規制と下請事業者(受給者)の利益の保護を目的として、下請取引における親事業者の義務と禁止行為等を定めたものです。

下請代金法の一部が改正され、平成16年4月1日から施行されたのでその概要を紹介します。

## 下請代金法の特徴

下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を目的としており、次のような特徴があります。

- (1) 規制対象の範囲を、取引の態様と経済力格差の観点から明確化し、誰が規制の対象になるかをパターン化しています。
- (2) 親事業者に対して、発注内容を明確に記載した書面を、発注の都度下請事業者に交付するよう義務付け、取引条件を明確化し、下請取引に係るトラブルの未然防止を図っています。
- (3) 親事業者の、どのような行為が優越的地位の濫用行為に当たるのかを明確化することによって、違反行為の未然防止を図るとともに、事実認定を容易にして、違反行為を速やかに排除することができるようにしています。
- (4) 迅速かつ積極的な調査及び措置として、公正取引委員会・中小企業庁による定期調査、親事業者に対する勧告による迅速処理の仕組みをとっています。

## 下請代金法の対象となる取引

対象となる取引は、「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」取引です。

一定の資本金要件に該当する法人事業者が、一定の資本金要件に該当する法人事業者及び個人事業者に対し上記の委託をする場合、委託した者を下請代金法上の「親事業者」、委託を受けた者を「下請事業者」として本法が適用されます。

## 親事業者の義務

### (1) 書面交付義務

親事業者は、下請事業者に物品の製造等を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法を明記した書面(注文書)を交付しなければなりません。

### (2) 書類作成・保存義務

親事業者は、下請事業者に対し物品の製造等を委託した場合は注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払期日等を記載した書面を作成し、これを2年間保存しなければなりません。

### (3) 代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払は、親事業者が下請事業者からの物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できるだけ短い期間内に支払い期日を定め、下請代金を支払わなければなりません。

### (4) 遅延利息支払義務

下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、親事業者は、下請事業者の物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払

# 4月1日より下請代金法の一部が改正になりました

をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払わなければなりません。

## 親事業者の禁止行為

次の行為は親事業者がしてはならない行為で、本法違反となります。

### (1) 受領拒否の禁止

下請け事業者に責任がないのに受領を拒んだ場合

### (2) 下請代金の支払遅延の禁止

物品を受領した日から起算して60日以内に定め  
た支払い期日までに全額支払わない場合

### (3) 下請代金の減額禁止

下請事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、発注後に減額した場合

### (4) 返品禁止

その物品に瑕疵があるなど明らかに下請事業者  
に責任があるときを除いて、受領後に返品した場合

### (5) 買ったたきの禁止

発注に際して、その物品と同種又は類似の物品  
に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を  
不当に定めた場合

### (6) 購入強制・役務の利用強制の禁止

正当な理由がないのに、親事業者の指定する製  
品・原材料などを強制的に購入させ又は役務を強制  
して利用させた場合

### (7) 報復措置の禁止

下請事業者が親事業者の本法違反行為を公正取引  
委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由とし

て、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、  
取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをした  
場合

### (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給  
している場合に、下請事業者の責めに帰すべき理由  
がないのに、この有償支給原材料等を用いて製造又  
は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期  
に、当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり  
下請代金から控除（相殺）した場合

### (9) 割引困難な手形交付の禁止

下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で  
割り引くことが困難な手形を交付した場合

### (10) 経済上の利益の提供要請の禁止

親事業者が、自己のために金銭、役務その他の経  
済上の利益を提供させることにより下請事業者の利  
益を不当に害した場合

### (11) 不当な給付内容の変更及びやり直し等の禁止

下請事業者に責任がないのに、発注の取り消し若  
しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直  
しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に  
害した場合

## 問合せ先

中小企業庁事業環境部取引課

TEL 03 - 3501 - 1669

公正取引委員会事務局企業取引課

TEL 03 - 3581 - 3373

# 男女雇用機会均等月間

6月は男女雇用機会均等月間です。

職場におけるセクシュアルハラスメント、もう一度見直してみませんか？

男女雇用機会均等法が制定されて20年を迎え、この間に女性の雇用を巡る環境は整備されつつありますが、女性労働者がその能力を十分発揮できる職場環境が整っているとは言えません。特に、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談は、年々増加しており、平成11年に施行された改正男女雇用機会均等法において、その防止対策の取組が事業主に義務づけられましたが、未だ徹底されているとは言えない状況です。

職場におけるセクシュアルハラスメントは、労働者にとっても、企業にとっても、様々な点で大きな損失を与える非常に重大な問題です。

そこで、各企業が改めて自社のセクシュアルハラスメント防止対策を見直し、実効性のある女性の雇用管理を図ることが重要となります。

厚生労働省では、6月を男女雇用機会均等月間と定め、男女雇用機会均等法について労使をはじめ社会一般の認識と理解を深めているところです。和歌山労働局では、本月間の活動の一環として、実効性あるセクシュアルハラスメント防止対策について認識を深めることを目的に、次のとおり説明会を開催します。

日時 平成16年6月24日（木）

13時30分～15時30分

場所 アバローム紀の国 2階 鳳凰の間

内容 「セクシュアルハラスメント防止対策について」

和歌山労働局雇用均等室等

多数の御参加をお待ちしております。

お問い合わせは和歌山労働局雇用均等室

TEL (073-421-6157) まで。

## イベントダイアリー2004

### 《第18回和歌山県家具産地展》

和歌山産地の新作家具が一堂に！

開催日程：5月15日（土） 16日（日）

開催場所：和歌山ビッグ愛

お問い合わせ：和歌山県家具工業（協）

TEL 073 - 425 - 8139

### 《南紀白浜メッセージ花火》

大切な人へのメッセージを花火に託して

開催日程：7月20日（火）～8月31日（火）

開催場所：西牟婁郡白浜町白良浜

お問い合わせ：白浜温泉旅館（協）

TEL 0739 - 42 - 2215

### 《キャンドル・イルミネーション》

夜の白良浜を幻想的に彩るキャンドル

開催日程：7/24・31、8/7・14・21・28

10/2・9・16・23・30の各々土曜

開催場所：西牟婁郡白浜町白良浜

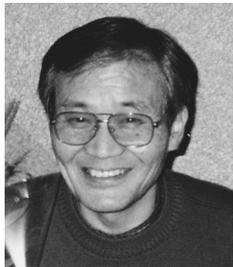
お問い合わせ：白浜温泉旅館（協）

TEL 0739 - 42 - 2215





# 情報連絡員 スポットライト



和歌山県家具工業協同組合  
事務局長  
堀尾 勝氏

## ～組合プロフィール～

昭和30年代より親睦交流の場として和家具、洋家具、海南木製品の各組合による旧家具工業会があったが、昭和58年発展的解消により量産メーカーの統合組合として設立され、現在に至っている。

## ～業界近況について～

近年当業界では大型家具専門店や異業種の進出等、大資本の出店攻勢が日々強くなっており、我々の商圈及び販売の間口が段々と狭まり苦戦を強いられている状況である。

## ～組合PR～

消費動向は、個性化、不透明な時代の中、他との差別化を図り、単なる価格競争に陥らないよう、快適空間を提供すべく新作家具等を毎年展示会、見本市へ出品し、需要喚起を図っております。

## ～ご自身の日常について～

日常業務としての労務士業及び組合業務を「日々是好日」をモットーに頑張っております。



田辺市商業協同組合  
副理事長  
津村 寛司氏

## ～組合プロフィール～

今年で19年になる商品券事業も800店近くの加盟で発足し、現在700店の加盟店で推移しています。最盛期には3億少々の発売がありました。少しずつ落ち現在では1億7000万程度まで落ちています。又、スタンプ事業も10年前より120店の加盟店で発足し、この事業の方は評判もよく推移していますが、何分消費が全体として落ちています。加盟店の苦戦が続いています。今後はこの二つの事業をからませた事業として「シール」事業を発足し、組合の活性化になればと現在準備を進めているところです。

## ～業界近況について～

毎月の情報を出さして頂いているとおり大変厳しい状況は変わりません。今後については個店と組合が一体となって、頑張っていかなければと考えています。

## ～組合PR～

私達の組合員は商店街内の小売業者が主で、町全体の歴史、文化をも支える役割も果たして行かなければならない事もあり、今後には困難も起きるであろうし、この様な現状をなんとか地域行政が考えて頂きたいと考えます。

## ～ご自身の日常について～

ゴルフとお酒が大好きです。ゴルフは月2、3回健康のため楽しんでいきます。お酒は毎日晩酌が唯一の楽しみのため飲み過ぎないようにして一生楽しめるようにしています。

# 中央会だより

## 総会終了後の手続きについて

組合には法律により認可を受けたり、届出を要する事項が定められています。定款の変更などは認可が必要で、役員の変更や決算関係書類などは届出が必要です。

### 議事録の作成

総会の議事録の作成は理事がすることになって  
います。議事録に記載すべき事項として

- 1 総会の種類
- 2 招集年月日
- 3 開催の日時及び場所
- 4 組合員の総数
- 5 出席組合員数
- 6 出席者中、書面または代理議決によった組合員数
- 7 成立の報告
- 8 議長の選任
- 9 議事の経過の要領並びに議案別の結果
- 10 議事の終了の宣言

署名は、議長及び出席した理事がすることになって  
います。署名については、記名捺印をもって  
代えることができます。

### 決算関係書類の提出

決算関係書類の提出は通常総会において承認を  
受け、総会終了の日から2週間以内に行政庁に提出  
することが義務づけられています。

添付書類としては

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 剰余金の処分または損失の処理を記載した書  
面

6 総会または総代会の議事録  
が必要です。

### 役員変更の届出

役員に変更があった場合は、変更のあった日か  
ら2週間以内に行政庁に届け出ることが定められて  
います。役員の変更とは、役員の氏名または住所  
の変更があった場合、役員の改選または補充があ  
った場合など役員に関する一切の変更をいいます。

添付書類としては

- 1 変更した事項を記載した書面
- 2 変更年月日及び理由を記載した書面
- 3 役員変更が役員の選挙または選任によった場合  
には、総会または総代会の議事録と理事会の議  
事録

### 定款の変更

定款の変更は総会において特別議決を必要とす  
る事項であり、必ず行政庁の認可を受けてから施  
行することになります。定款変更は大別して、  
一般的事項の変更、事業計画・収支予算に係る  
変更、出資1口の金額の減少に係る変更に分ける  
ことができます。なお、認可されてから登記を要  
する事項については、登記が完了して効力が生ず  
ることから考えて、変更決議をした総会又は総代  
会の後、速やかに認可申請をしなければなりません。

添付書類としては

(1) 一般的事項の変更

- 1 変更理由書
- 2 変更しようとする箇所を記載した書面
- 3 定款変更を議決した総会又は総代会の議事録

(2) 事業計画・収支予算に係る変更

- (1)の添付書類以外に
- 1 定款変更後の事業計画書
- 2 定款変更後の収支予算書 が必要となります。

(3) 出資1口の金額の減少に係る変更

- (1)の添付書類以外に
- 1 財産目録
- 2 貸借対照表
- 3 債権者に対して公告及び催告をしたことを証する書面
- などが必要となります。

### 変更登記

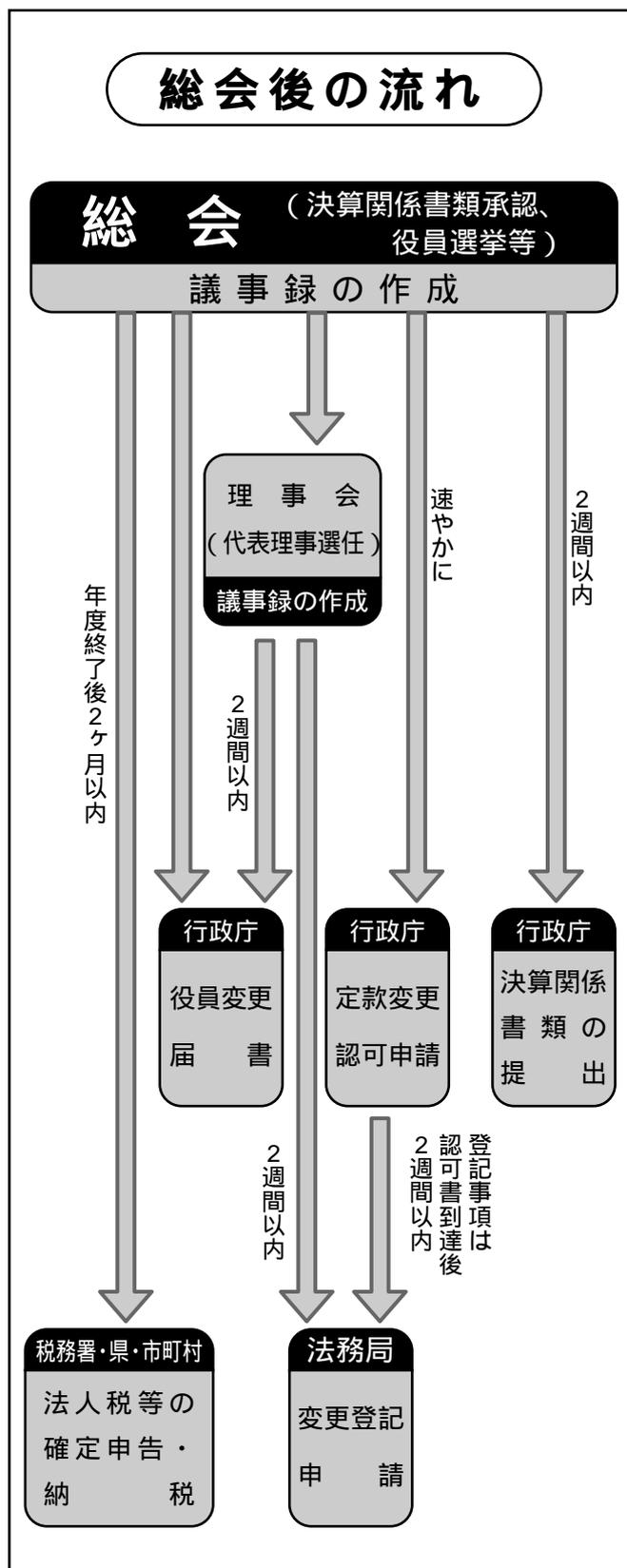
代表理事に変更があった場合は就任した日から2週間以内に変更の登記をしなければなりません。

任期満了の改選で、代表理事が再任されても変更登記は必要になります。

代表理事変更登記以外で組合の実務上頻度の高いと思われる変更登記は、主たる事務所移転登記、出資の総口数及び払込み済み出資総額の変更登記、事業変更登記などがあります。

登記期間は登記すべき事実の発生後一定の期間内に申請すべきと定められています。登記すべき事項につき行政庁の認可を要するときは、認可書の到達した年月日から起算することとなります。添付書類は登記内容によって違いますし、登記期間についても従たる事務所の所在地でする場合では違いがあります。

届出・申請について商工組合、協業組合の場合は様式が異なる場合もあります。添付書類など詳細については中央会までお問い合わせ下さい。





労使がお手伝いします。

# 地域の就職支援活動

## 和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省依託事業)

### 構成団体

連合和歌山  
商工会連合会

経営者協会  
中小企業団体中央会

商工会議所連合会

〒640-8227 和歌山市西汀丁26 (県経済センター4F)

TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.waroushi.jp>

# 会員だより

## 南紀白浜湯めぐりの旅！ ～ 白浜温泉旅館協同組合～

白浜温泉は、風光明媚な景観と共に1,300年の歴史に育まれたいで湯の質の良さも又格別です。

太平洋に向かってダイナミックな眺望を楽しめる露天風呂や落ち着いた岩風呂など温泉のバリエーションをもっと自由に満喫してもらうために、白浜温泉旅館協同組合では「湯めぐり札」を発売しています。

組合加盟のホテル・旅館に泊まり、“湯めぐり札(1,300円)”を購入すれば、20施設の内3カ所をチョイスできるというもので、人気は上々！

南紀白浜での温泉三昧はいかがでしょう？

### 白浜温泉 旅館協同組合

西牟婁郡白浜町  
1650-1

TEL:  
0739-42-2215

1300年余の歴史をもついで湯

⑩ 海ゆう庭 熊野古道温泉

●朝7:00～朝10:00 / 昼11:00～夕4:00 / 夜7:00～夜10:00



⑪ グリーンヒル 展望露天風呂

●夕4:00～夜10:00



⑫ 千 壘 大浴場「千寿の湯」

●朝6:00～朝11:00 / 昼12:00～夜9:00



⑬ 古賀の井 ほっとします大自然の湯

●朝11:00～夜10:00



⑭ 鯛鼓判 紀州行幸の湯

●朝6:00～朝10:00 / 昼12:00～夜10:00



⑮ シーモア 吉宗公の湯

●朝7:00～朝10:00 / 昼11:00～夕4:00 / 夜7:00～夜10:00



⑯ コガノイバイ 海の見える大自然の湯

●朝11:00～夜10:00



⑰ 川 久 大浴場「紫府」

●朝2:00～夜9:00



⑱ 柳 屋 木の湯大浴場

●夕3:00～夜6:00



⑲ 湯崎館 露天風呂「薬殿の湯」

●朝7:30～朝8:30 / 夕3:00～夜9:00



⑳ 白浜御苑 露天風呂

●朝7:00～朝10:00 / 夕3:00～夜10:00



㉑ チサン 天然引湯泉

●朝6:00～朝10:00 / 夕3:00～夜9:00



㉒ マーキーズ 湯崎の湯

●朝6:30～朝9:30 / 夕3:00～夜10:00



㉓ ラフォーレ南紀白浜 展望露天風呂

●朝12:00～夜9:00



㉔ 旅館 万亭 半露天風呂

●夕3:30～夜7:25(男性) / 夜7:35～夜9:00(女性)



㉕ そこう 潮騒の湯

●朝12:00～夜9:00



㉖ 三楽荘 「帆船の湯」

●朝6:00～朝10:00 / 夕3:00～夜9:00



㉗ 白浜館 柿乃葉の湯露天風呂

●朝7:00～朝10:00 / 昼11:00～夕4:00 / 夜7:00～夜10:00



㉘ 白良荘G.H. 鷹部の湯「松風」

●夕3:00～夜9:00



㉙ むさし 「楽湯」

●朝6:00～朝10:00 / 昼2:00～夜10:00



南紀白浜旅館組合加盟の  
ホテル・旅館にお泊まり頂きますと

加盟ホテル・旅館20施設の内、  
3ヶ所でご入浴できる「南紀白浜湯めぐり札」を  
ご購入することができます。

南紀白浜湯めぐり札 1,300円(税込)

上記20施設のうち3ヶ所でご入浴できます。詳しくは裏面をご覧ください。

販売場所 各ホテル・旅館フロント 有効期間 購入より6ヶ月

●お問い合わせは各ホテル・旅館または下記旅館組合まで

白浜温泉旅館協同組合 Tel.0739(42)2215(代)

〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町1650-1 Fax.0739(42)3059  
URL http://www.shirahama-nyokan.jp E-mail shirahwa@mb.aikis.or.jp

# 地元への就職希望者が集結!!

～きのくに人材Uターンフェア～

4月19日（月）ホテルグランヴィア和歌山にて、第20回きのくに人材Uターンフェアが開催されました。

このUターンフェアは、県内企業へのUターン就職を希望する来春卒業予定の大学生、短大生、高専・専修学校生を対象とするもので、昨年は78名の採用内定がありました。今年は昨年より10社多い出展企業53社、募集人員約250人に対して611人が参加。会場内の各企業ブースでは、人事担当者の話を真剣な表情で聞く学生達の姿が見受けられました。



「ホテル業、サービス業への就職を希望しています。今まで2社の説明を聞いて、非常に興味が湧き、働きたい企業があったので、是非就職を決めたいです。」(大阪府下の短大に通う女子学生)

企業の経営者の方に話を聞くと、「求める学生像としては、やる気というかハート面を重視したい。今回初めて参加したが、経営者にとっても勉強になる事が多く、この機会を生かして一人でもより優秀な学生を採用したい。」との事でした。

次回のきのくに人材Uターンフェアは8月13日（金）開催予定となっています。



# 全国先進組合事例

愛知県

愛知が発信する異業種伝統工芸職人による匠の技の競演  
協  
同  
組  
合  
あ  
い  
ち  
職  
人  
衆

所在地 〒496-0004  
津島市蛭間町字弁日205番地  
電話番号 0567-24-7795  
FAX番号 0567-24-7795  
組合員数 9人  
出資金 108万円  
設立 平成15年1月

地区 名古屋市他6市  
主な業種 染色整理業、木製容器製造業等  
組織形態 異業種連携組合  
組合専従者 -  
専従理事 -  
URL <http://www.aiweb.or.jp/syokunin/>

組合設立という異業種伝統工芸職人のコラボレーションが社会的信用力を高め、販路の確立と業界の枠にとらわれない新たな付加価値を創造

## 背景と目的

県内の伝統工芸に携わる職人が集まり、催事やイベントで共同販売を行うことにより、工芸の持つ本物の味わい、ぬくもりを提供するとともに、異業種間交流と伝統産業振興への寄与を目的として、任意団体をつくり、共同事業に取り組んできた。しかしながら、伝統工芸を取り巻く環境は、需要の低迷に加え、伝統産業が持つ小規模性や縦割り組合の閉鎖性、後継者問題、認知不足などもあり、厳しい状況におかれている。このような状況を打破し、一層の飛躍を期すため、組合が設立された。

## 取り組みの内容

共同販売は、百貨店や地域の催事として行われる。県の伝統工芸という切り口で実演販売し、伝統工芸品の良さを広く伝えるとともに、全国に元気よく、やる気満々のあいち職人衆の存在を発信している。事業運営は、企画策定、百貨店・イベント会場の折衝から参加職人の選定・調整まで、催事の都度、担当者を選出し実施している。また、他組合や団体に対して、相互交流を積極的に行い、不足業種に対して参加要請を促すなど、内容の充実を図っている。

## 成果

催事実施側（百貨店等）の対応に変化がみられる。単なる催事扱いから文化的催事扱いとなった。また、DM用のチラシなどは、百貨店側の負担で行われるようになり、集客力も増してきている。社会的信用力も高まり、各種イベントにおける公的機関の協賛や協力も得られやすくなった。内部的には、組合活動として共同販売に取り組むことにより、責任感が増している。さらに、情報交換にも積極的に取り組むことで、業種の枠にとらわれない発想が試みられるようになっている。



所在地 〒600-8482  
京都市下京区堀川通綾小路下ル  
綾堀川町304の2 乳業会館1F  
電話番号 075-841-4755  
FAX番号 075-811-0252  
組合員数 22人  
出資金 110万円  
設立 平成10年7月

地区 京都市、城陽市、京田辺市、峰山町  
主な業種 牛乳小売業  
組織形態 同業種網羅型組合  
組合専従者 1人  
専従理事 -  
URL <http://www.c3web.net/ls/index.htm>

## 牛乳単品の宅配から健康食品を中心に取扱商品を拡大し、生活支援型デリバリー業態に転換。全組合員で京都府下3万2千世帯をフォローする事業となっている

### 背景と目的

消費者の嗜好の変化や流通ルートの変革により、従来型牛乳宅配業の生き残りは厳しい状況になっている。そこで、強みである宅配機能を強化充実し、近年求められている健康食品を中心とした「健康宅配業態」に転換すべく、京都府牛乳商業組合の有志が新たに組合を設立した。経営に対する想いを共有する24名（賛助会員2名含む）が仕入機能に特化し、受発注機能や物流機能は、協力企業にアウトソーシングすることを前提に、短期間にシステムを立ち上げた。

### 取り組みの内容

デリバリー業態の展開に必要な機能としては、消費者ニーズの高い商品の選定や仕入先の開拓に加え、受発注、決済、物流などが一元的に整備されている必要がある。組合では、設立時より受発注に関しては、システム開発会社に、物流業務はチルド物流業者に、それぞれアウトソーシングしている。組合事務局は、商品の選定に特化することで、効率的な業務オペレーションを実現させている。会員に配布するカタログは、3ヶ月ごとに更新し、新規商品は全体会議で検討し、全員の合意を得られた商品を導入している。ここ数年、組合の販売力が期待され、多くのメーカーから提案がなされている。

### 成果

設立5年で事業収益72,000千円、当期利益338千円を達成、業績は順調に推移している。また、参画している組合員の多くは、宅配顧客数を大きく伸ばしており、組合全体では、府内3万2千世帯をフォローする規模にまで進化している。カタログでの取扱商品は、30アイテム（四半期ごとに入れ替え）にもなっており、今後も充実させて行く方針である。



所在地 〒578-0935  
 東大阪市若江東町1丁目  
 1番44号

電話番号 06-6730-5331

FAX番号 06-6730-5335

組合員数 427人

出資金 1,340万円

設立 昭和41年2月

地区 大阪府

主な業種 板金業

組織形態 非産地型商工組合

組合専従者 8人

専従理事 -

URL <http://www.osaka-bankin.or.jp>

## 太陽光発電システムの販売・施工、組合員の元請的体質の醸成を目的に、マーケティング戦略レベルから、具体的な戦術レベルまで、トータルな販売システムを構築

### 背景と目的

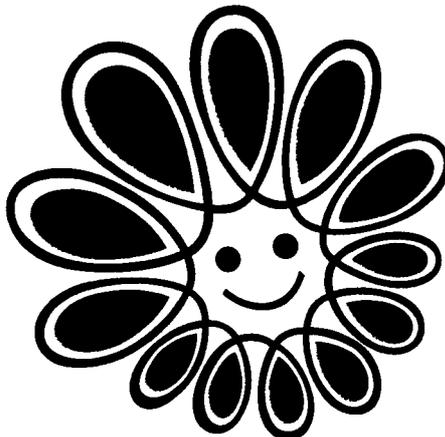
建設不況が長引く中で、板金業者の将来的な売上拡大・利益確保に向けて、新たな柱となる売りが必要であった。そこで、太陽光発電システムの販売・施工を組合員の将来の利益確保策にすると同時に、組合員の元請的体質の醸成、発展的な業容拡大策とするため、この事業を実施することとなった。

### 取り組みの内容

太陽光発電システムの販売・施工をするためには、2つの問題を解決する必要があった。1つ目の施主のニーズを掴みきっかけづくりについては、板金業者としてのノウハウを発揮しやすい「リフォーム」に絡めて、太陽光発電システムを販売していくこととした。2つ目の板金業者の取り組み意欲については、最終的な目標を組合員の元請的体質の醸成と発展的な業容拡大とし、現場レベルで組合員が動きやすいように伝票類、PR、営業ツール類をITネット等も活用しながら、提供できるシステムを構築中である。また、「ひまわりLife」というブランドを立ち上げ、リフォームプロジェクトセンター等、組織的な核を設けるとともに、各種ビジネス支援システムにまで落とし込むなど、戦略レベルから戦術レベルまで一貫したシステムを構築している。

### 成果

平成14年度のファインスチール普及PR活動により、10件の成約があるなど、着実に成果も始めている。ただ、本格的な成果をみるには、まだ多少時間を要するが、システム構築3年後には、売上高約10%増を目指している。



「ひまわりLife」ブランドマーク

所在地 〒640-8341  
和歌山市黒田189番地の7

電話番号 073-475-1481

FAX番号 073-475-1498

組合員数 7人

出資金 76万円

設立 平成5年2月

地区 和歌山県

主な業種 金属工作機械用部品製造業、電子応用装置製造業

組織形態 異業種連携組合

組合専従者 -

専従理事 -

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/watoro/guidance/index.html>

## 異業種の組合員が、それぞれビジネスに必要な情報（ニーズ情報、技術情報）を持ち寄り、新しい発想のリハビリ機器を開発

### 背景と目的

高齢化社会を迎え、寝たきりなど体の不自由な人がますます増えてくることが予想され、そうした人々が手軽にできるリハビリを通して、健康を回復することができる機器のニーズが強いことを知り、組合の技術力を結集して開発に取り組んだ。

### 取り組みの内容

組合員である医療機関で現場のニーズについて詳細なヒアリングを行い、製品の機能やコンセプトに関するイメージを作った。そして、体の各部位を運動させる機器を開発、実際に試験をし、効果についてデータ取りを行った。このデータ取りは、和歌山大学のシステム工学部の学生に協力を依頼し、その教授にも技術面でのアドバイスを受けている。

### 成果

研究開発が進むにつれ、システムの完成度も向上し、概ねリハビリ効果の高い機器の開発に目処が付いた。今後は、医療機関での臨床実験を通して、効果測定を進めていく予定である。この事業を通して、組合員の開発力が高められるとともに、機器の販売が順調にいけば、組合員の収益も向上する。システムの課題としては、積極的にリハビリをしてもらうためのソフト部分の開発にある。日々成果を積み重ねなければならないため、リハビリの動機付けを可能とするソフトの開発が必要となっている。



IT教室



IT教育事業への取り組み



見本市出展風景



競技ロボット製作状況

# シニアパワーの活用

～65歳まで働ける社会をめざして～



本会では、経験豊かな高齢者の方が意欲と能力がある限り積極的に働けることを目的とした「65歳継続雇用達成事業」に取り組んでいます。

60歳代の経験豊かな人材を活用することで、今後不足が予想される人材を確保することができ、また事業所にとって大切な技能継承のチャンスも増えることとなります。

そのためにも、高齢者が希望すれば継続して働ける環境を今から整えておく必要があります。

ここでは今回国会へ提出された改正法案（一部）をご紹介します。

## 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

### (1)定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保

定年（65歳未満のものに限る。）の定めをしている事業主について、65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定めの廃止のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならないこととする。

ただし、継続雇用制度の対象となる高年齢者に関する基準を労使協定により定めるときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。

なお、施行より政令で定める日までの間（当面大企業は3年間、中小企業は5年間）は、

労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。

高年齢者雇用確保措置に係る年齢（65歳）については、平成25年度までに段階的に引き上げる。

平成18年4月～平成19年3月	62歳
平成19年4月～平成22年3月	63歳
平成22年4月～平成25年3月	64歳
平成25年4月～	65歳

# 情報連絡員調査

## 3月分

DI (ディフュージョンインデックス) 値

DI 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

DI 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

DI 値 > 0 ... 景気上向き

DI 値 = 0 ... 景気横ばい

DI 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

2.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業種	項目	売上高	収益状況	資金繰り	業界景況
製造業	食料品	↓	↓	→	↓
	繊維同製品	↓	↓	↓	↓
	木材木製品	↓	↓	↓	↓
	印刷	↓	↓	↓	↓
	化学ゴム	↑	→	→	↑
	窯業土石製品	→	→	→	→
	鉄鋼金属	↑	→	↑	→
	その他	→	↓	→	↓
非製造業	卸売業	→	↓	↓	↓
	小売業	↓	↓	↓	↓
	商店街	↓	↓	↓	↓
	サービス業	↓	↓	↓	↓
	建設業	↓	↓	↓	↓
	運輸業	→	↓	→	→
DI 値		-32.5	-52.5	-27.5	-42.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

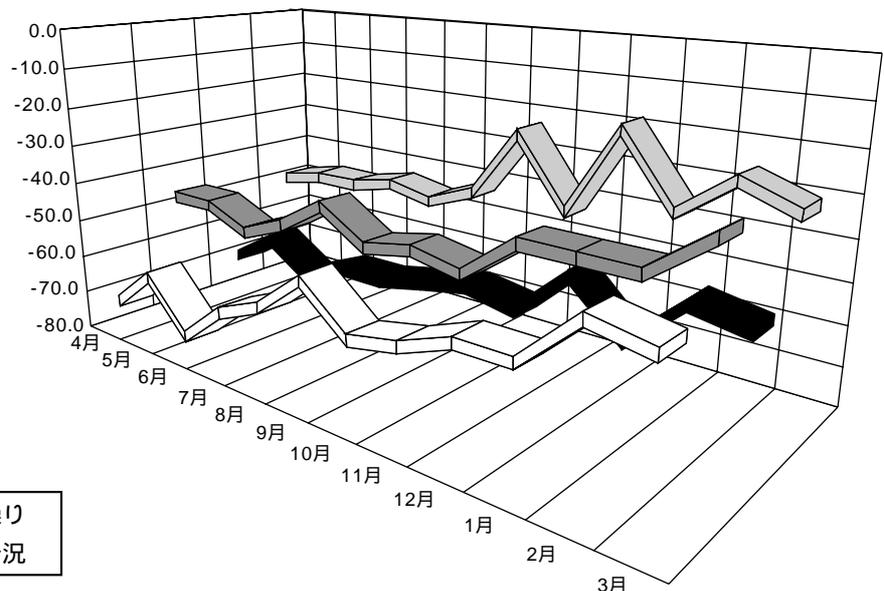
### 総評

前年同月比における「業界景況」判断指数(DI値:景気動向指数)は、マイナス42.5ポイントであり、同2月調査と比べて2.5ポイント悪化した。

同2月調査と比べ、「売上高」は5ポイント悪化、「収益状況」は2.5ポイント悪化、「資金繰り」は10ポイント改善した。

3月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は19名、「悪化」との回答は19名で、「好転」との回答は2名であった。

### 年間DI値 (前年同月比) の推移



■ 売上高 ■ 資金繰り  
■ 収益状況 □ 業界景況

## ● 製造業 ●

食 料 品	今後、食用油、ダンボール箱、袋等の仕入価格が上昇する見込み。(有田かまぼこ)
	大手企業等の決算は情報によると景気回復の状況にあると思われるが、私達業界ではまだまだ実感としてとらえることが出来ず、依然として厳しい環境にあります。梅の作柄は今のところ順調な様子ですが、生産者サイドの見方もバラバラで今少し様子を見る必要があると考えております。昨年的大幅な原料価格のアップで商品の売れ行きにも苦労しましたので、今年は昨年の二の舞にならないように祈るばかりです。(梅干)
織 維 ・ 同 製 品	状況については不変としているが、業況はかなりマイナス要因が多く、受注量の減少と小ロットの発注によるコスト高等で収益を圧迫している。(ニット)
	原料系の価格が上昇。当産地業界は転嫁が難しいので、今後の動向が気にかかる。(織物) 売上減少、原料高、収益悪化が際立っている。(手袋)
木 材 ・ 木 製 品	ドア等の受注も3月末納期を終え、来期(16年度)の受注見込が各社共非常に厳しい。(建具)
	1～2月よりも受注量が減少してきました。(建具) 第18回和歌山県家具産地展(5月15日・16日開催予定)に向けて、準備推進中。(家具)
化 学 ゴ ム	回復基調が見えてきた。(化成品)
鉄 鋼 ・ 金 属	原材料の価格が暴騰しており、それに見合った販売価格への転嫁ができず、経営を圧迫している。(鋳物)
	採用意欲が出てくると完全な景気回復と言えるのかもしれませんが。(機械金属) 業界大手では増産となっているが、協力企業においてはまだまだ厳しい状態である。(住金協力)

## ● 非製造業 ●

卸 売 業	昨年末から続く原材料の高騰で、電線類及び鉄製品の値上がりによる仮需要のため若干の売上げが見られたが、全体を押し上げる程度ではなく、年度末の官公需も極端に少なく、低水準のまま推移している。特に、あまり景況に左右されにくいと思われる郡部の落ち込みが激しい。(電設資材)
小 売 業	景気は回復基調と言われているが、和歌山市の零細小売業者には明るさがない。商店街の資産デフレは続いているし、個人消費も大型店に取り込まれている。(和歌山市)
	大手企業の景気が上向いてきたとの情報が多い中、地方の景気まで良くなってきたという状況は見られません。早く地方へも良い気配が感じられるように願っています。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	春闘の回答では自動車・電機の手が景気を底離れさせ、満額回答と強気で明るい予測を織り込んでおられます。旅館業はまだまだ難しい局面が相変わらず山積しておりますが、利潤を無視した低料金の経営は弊害を及ぼすばかりで、再編成に向け検討すべき時期です。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(101.4%)、総売上料金(98.7%)、1人当たり消費単価(97.4%)、総宿泊料金(93.8%)、1人当たり宿泊単価(92.5%)。1～3月の宿泊人員で見ると、15年は240,559人、16年は247,884人で7,325人の増(+3.0%)である。宿泊人員は前年同月をクリアしているが、宿泊単価は1,015円の低下。宿泊人員の増加を図ることが重要である。(白浜旅館)
運 輸 業	自動車の販売台数・車検台数も少し上昇しました。業務量が増大してきましたが、このまま上昇するかどうかは疑問である。(田辺自動車)
	前年とあまり変わらず。4月以降軽油が大幅値上げとなり、1リットル3円アップが見込まれている。業界としては大変である。(和歌山市)

# ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

1. 組合等名 2. イベント名 3. 実施月日 4. 実施場所 5. イベント内容(簡単に)

和歌山県中小企業団体中央会情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地和歌山県経済センタ - 7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108 Eメールアドレス info@chuokai-wakayama.or.jp

経営者と従業員の福利厚生にヒッパリ

和歌山県中小企業団体中央会

## 経営者・従業員災害補償制度

普通傷害保険団体契約

月々わずか1,000円から  
就業中のケガ・事故など、まかせて安心!  
入院・通院は1日目から補償

毎月20日締切、  
翌月1日補償開始



和歌山県中小企業団体中央会

引受保険会社

東京海上火災保険株式会社

☎073-431-1109

株式会社 損害保険ジャパン

☎073-433-0591

## 中央会共済制度

マキシムR (逡増定期保険)

損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

集団割引なのでどこよりも安い掛金で、高額保障・高額医療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます (個人年金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

### 三井生命保険相互会社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-431-5231

FAX 073-423-7017

## 火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 火災 落雷 破裂・爆発 風災・雪災  
総合火災共済 上記 ~ 及び 物体の落下・衝突 騒じょう・労働争議 水ぬれ 盗難 火災 } 担保されます

## 自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車種に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円~300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
"	2t超 27,000円

問合先 和歌山市西汀丁26番地 TEL(073)431-3288(代)